有症状者等発生時の対応フロー（添乗員なしパッケージツアーにおける対応）

R4.9.7 時点
熊本県観光振興課

※感染防止対策
※ツアー参加者との連絡体制構築

訪日外国人観光客
添乗員なしパッケージツアー

発熱などの症状出現
（発症後速やかに）

ⓐ施設確保

有症者と濃厚接触の可能性があれば待機

①一時待機場所
（有症状者等の待機場所）

②医療機関に連絡
（まずは）あらかじめ確保した医療機関
（または）熊本県発熱患者専用ダイヤル
0570-096-567
（日本語のみ、24h）

ⓑ連絡（通訳）

ⓒ搬送手配

③医療機関へ移動

⑤-1 一時待機場所へ移動

ⓔ搬送手配

④医療機関
診療・検査の実施

ⓓ連絡（通訳）

陰性

⑤-2 ツアー継続
※有症状者は検査が陰性であっても、健康観察の継続等、感染対策を徹底

⑥発生届

陽性

コロナ陽性後

⑦保健所
- 積極的疫学調査
- 療養先の決定
- 濃厚接触者の特定※

※クラスター（陽性者の集団発生）につながる恐れがある場合のみ。

ⓕ連絡（通訳）

【濃厚接触者等以外】【*濃厚接触者等】【陽性者】

＊保健所が濃厚接触者と特定した者及び旅行業者又は旅行サービス手配業者が濃厚接触者の可能性があると判断した者

⑧-3 ツアー継続

凡例
…対応フロー
…ツアー参加者の搬送を伴う対応フロー
…受入責任者である旅行業者、旅行サービス手配業者が対応すること

⑧-1 【陽性者】の療養期間（7日間）

ⓗ搬送手配

ⓖ施設確保

ⓘ連絡（通訳）

ⓙ健康観察/食事用意

ⓚ搬送手配

入所・入院先へ移動

療養施設
（自宅療養相当）

宿泊療養施設

入院医療機関

療養終了

療養解除

療養終了

退所

療養終了

退院

⑧-2 【濃厚接触者等】の待機 （5日間）

ⓜ搬送手配

ⓛ施設確保

待機施設
（濃厚接触者等の待機施設）

ⓝ連絡（通訳）

ⓞ健康観察/食事用意

待機終了

待機解除

健康観察はセルフチェック
症状出現時は②に戻る

①の「一時待機場所」
⑧-1 の「療養施設」
⑧-2 の「待機施設」
は、継続して同じ施設、又は空き状況等から別施設の可能性もあり。

有症状者発生時の対応フロー補足資料（添乗員なしパッケージツアーにおける対応）

受入責任者の役割	対応内容
	• 旅行業者等は、ツアー商品販売時からツアー実施期間を通じて、ツアー参加者に対し**感染防止対策を徹底**するよう注意喚起し、ツアー参加者と常時確実に連絡が取れる体制を構築（※0）。
①/ⓐ	• 発熱などわずかでも症状がある場合、ツアー参加者は漏れなく旅行業者等に報告を行い、報告を受けた旅行業者等は、速やかに有症状者を旅行業者等が確保する一時待機場所（滞在先の別の個室等）に移動させツアーから離団。 • 検査結果判明までは、当該有症状者と濃厚接触した可能性のある他のツアー参加者も離団させ、旅行業者等が確保する一時待機場所で待機。 • ⓐ**有症状者等の一時待機場所は、旅行業者等が事前確認し確保**。 • 一時待機場所が滞在先と別の施設の場合、**公共交通機関以外で適切に移動**（※１）。
②/ⓑ	• 旅行業者等が、あらかじめ確保している医療機関に連絡。 • あらかじめ確保している医療機関が対応できない場合、熊本県発熱者専用ダイヤルに連絡。（0570-096-567 日本語のみ、24h 対応） • なお、容態が悪く緊急を要する場合は、119 番に電話し、新型コロナ感染症の疑いがある旨伝え、救急搬送を依頼。 • 熊本県発熱者専用ダイヤルや医療機関等との連絡では、ⓑ**日本語での対応を支援**（※2）。
③/ⓒ	• 有症状者を医療機関まで、ⓒ**公共交通機関以外で適切に移動**（※１）。
④/ⓓ	• 医療機関を受診。円滑に受診できるよう支援。通訳を必要とする場合、ⓓ**日本語での対応を支援**（※2）。 • 医療機関には旅行業者等の連絡先を必ず伝えること。
⑤-1/ⓔ	• 【陽性または受診結果を待つ場合】一時待機場所まで、ⓔ**公共交通機関以外で適切に移動**（※1）。
⑤-2	• 【陰性の場合】無症状者はツアー継続可。有症状者は検査が陰性であっても、集団行動を避け、健康観察の継続及び感染防止対策を徹底。
⑥	• 受診した医療機関が保健所に、「新型コロナウイルス感染症発生届」を提出。
⑦/ⓕ	• 保健所にて、（１）陽性者に対する積極的疫学調査の実施、（２）陽性者の療養先の決定、（３）濃厚接触者の特定を実施。
	• 旅行業者等はツアー参加者のツアー行程を把握し、濃厚接触者の可能性のある者の特定に努める。保健所に協力。 • 保健所との連絡では、ⓕ**日本語での対応を支援**（※2）。
受入責任者の役割	**対応内容**
⑧-1/ⓖⓗⓘⓙⓚ	• 【陽性者】の場合、原則、「発症日から７日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した日時まで」が療養期間。ただし、医師、保健所等の判断で延長する可能性あり。 • ⓖ**陽性者の療養施設は、旅行業者等が事前確認し確保**。 • 陽性者を、一時待機場所（①）から陽性者の療養施設（⑧-１）まで、ⓗ**公共交通機関以外で適切に移動**（※1）。 • 療養期間中、保健所等による健康観察（保健所等が電話等で実施）では、ⓘ**日本語での対応を支援**（※2）。 • 療養期間中、陽性者のⓙ**食事の用意等の必要な支援**を実施。 • 宿泊療養施設の入所や入院医療機関への入院が決まった場合、ⓚ**公共交通機関以外で適切に移動**（※1）。 • なお、容態が急変し緊急を要する場合は、119 番に電話し、陽性者である旨を必ず伝え、救急搬送を依頼。 • 退所・退院後の移動は、旅行会社等で対応が必要。
⑧-2/ⓛⓜⓝⓞ	• 【濃厚接触者等（濃厚接触者やその可能性がある者）】の場合、「陽性者の発症日（無症状の方は、検体採取日）」又は「陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日」のいずれか遅い方を０日目として５日間（６日目解除）となる。ただし、２日目及び３日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合、３日目の陰性確認後から待機の解除が可能。抗原定性検査キットは、旅行業者等が確保。 • ⓛ**濃厚接触者等の待機施設は、旅行業者等が事前確認し確保**。 • 濃厚接触者等を、一時待機場所（①）から濃厚接触者等の待機施設（⑧-２）まで、ⓜ**公共交通機関以外で適切に移動**（※1）。 • 待機期間中、通訳を必要とする場合、ⓝ**日本語での対応を支援**（※2） • 待機期間中、濃厚接触者の**健康観察**（旅行業者等が実施）や、ⓞ**食事の用意等の必要な支援**を実施。 • 症状が出た場合、医療機関を受診。容態が急変し緊急を要する場合は、119 番に電話し、濃厚接触者等である旨伝え、救急搬送を依頼。
⑧-３	【濃厚接触者等以外】の場合、ツアーを継続可。

（※0）例「携帯電話に電話を掛け、繋がることを確認」「メール、SNS のメッセージ、SMS 等を送信し、返信を確認」等

（※1）**有症状者等の移動手段は、旅行業者等が必ず確保**。旅行業者等が手配したレンタカーや、有症状者・陽性者・濃厚接触者等の移動のための感染対策を講じた（これらの方を搬送することを了解した）タクシー等を利用。

（※2）旅行業者等が確保する通訳（通訳サービス含む）等により、日本語での円滑なコミュニケーションを支援。